

陳情第109号	受理年月日	平成30年9月25日
付託委員会	教育文化委員会	
件名	城野遺跡公園の整備について	
要旨	<p>城野医療刑務所跡地の発掘調査で発見された城野遺跡は、学術上重要な遺跡であり、日本屈指の弥生遺跡である。</p> <p>城野遺跡の重要性は、市も現地保存の方針で2011年3月から2013年5月の2年以上にわたり国と保存交渉をしていることなどからも明らかである。</p> <p>ところが市は、国との保存交渉で、国が優遇措置や市有地との等価交換を提案しても、土地の確保は国の責任の一点張りで土地取得を要望せず、また、文化庁が国指定の可能性について、いくつかのヒントを与えたにもかかわらず、何ら対応せず、市は当初の現地保存の方針を断念し、2013年10月、国に対し取得等要望はありませんと回答した。その結果、城野遺跡の土地は民間企業に売却され、2018年2月から、東エリアはゆめマート城野店の建築工事が進んでおり、九州2例目の玉づくり工房を含む大規模集落は破壊された。</p> <p>市が計画している、西エリアの方形周溝墓部分と隣接するほんの一部の土地を合わせた小さな遺跡広場では、学校教育にも観光資源にも活用できず、せっかく保存される方形周溝墓も台なしである。</p> <p>本市は大陸に面した本州と九州の交流する地であり、壮大な東アジアと北部九州の歴史が刻まれた貴重な遺跡が数多く発見されている。しかし、そのほとんどが開発により破壊され、本市には人々が集い、学び、歴史体験できる本格的な遺跡公園が一つもない。</p> <p>城野遺跡を、本市の古代の歴史を学び、語り継ぐ場として、市民のシビックプライドを培う場として後世に残し、歴史と文化の薫るまちづくりにつないでいくために、次のとおり措置していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 市計画の遺跡広場は、説明板だけでなく、ガイダンス施設や学習室、</p>	

(続 く)

トイレ、駐車場、休憩できる木陰やベンチなど、人々が集い、学び、歴史体験できるようにすること。

- 2 市計画の遺跡広場の計画案を早急に公表し、本会議で担当局長が答弁したとおり、決定に当たっては地元住民の意見を聞くこと。
- 3 2013年10月9日付、取得等要望の回答によると、市は国に対し、2007年7月2日から取得希望回答の延期をお願いしている。国有地という有利な条件のもと、城野遺跡を守り、整備、活用するために城野医療刑務所跡地の土地取得を要望しなかった理由を明らかにすること。